

会 議 録 の 署 名

西之表市教育委員会会議規則(昭和 38 年教育委員会規則第 5 号)第 17 条第 3 項
及び第 9 条の規定により前回会議を承認する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

事務局職員

会 議 要 旨

1 開 会 午後 3 時 00 分

2 平成 27 年 2 月定例教育委員会会議録の承認

事前に配布されている会議録について、一部修正の意見があり委員長正誤を読み上げ承認を得る。

3 委員及び教育長の報告

(委員長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委 員)

なし。

(教育長)

予算関係で 2 点ありますので、担当課長から報告させます。

26 報告第 27 号

平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 6 号）案に係る意見について

(委員長)

報告第 26 号の説明を求めます。

(総務課長)

報告 26 号であります。1 頁をお願いします。

平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 6 号）案に係る意見について

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理して平成 26 年度西之表市一般会計補正予算（第 6 号）案について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第 2 項の規定により報告します。

補正予算の中身について主なものを説明いたします。

総務課関係では、上西小学校の自動火災報知機が修理が必要であるということで、209,000 円を増額しております。また、国上小学校の AED に不具合が生じております。その関係で 340,000 円の補正をしております。

学校教育課関係では、学校保健体育費等の遠征費で中学校の大会出場が少なかったことから、その分を減額しております。

社会教育関係では、市民会館の修繕をする予定で、音響・修繕等を計画しておりましたが、国の補正予算の関係で平成 27 年度の大規模改修を実施することから 26 年度予算を計上していた予算は落とすということでありまして。以上が主なものであります。

(委員長)

委員の皆さんから何かありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ、次に報告第 28 号について説明を求めます。

26 報告第 28 号

平成 27 年度西之表市一般会計当初予算（案）に係る意見について

(総務課長)

報告 28 号であります。4 頁をお願いします。

西之表市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時代理して平成 27 年度西之表市一般会計当初予算（案）について、別紙のとおり市長へ意見具申をしたので、同条第 2 項の規定により報告します。

当初予算の各課の主なものをお示いたします。

予算書 94 頁から教育委員会の予算となっております。その中で例年と違っているところだけを申しますと、古田小学校と上西小学校の体育館が吊天井となっており、東北の震災の時に吊天井が落下して人災が発生した関係で、国の指針により撤去しなければならないことから予算措置しているものであります。それに合わせて、古田小学校の東側トイレ水洗化を図るものであります。トイレについては、年次的に各学校を改修していく予定にしております。

中学校費では、昨年スクールバスの委託料を多めに予算計上した関係で減額しております。また、土曜授業が始まって、年 9 回程度増便となる訳であります。会社の方から現在の委託料の中から対応してくれるとの連絡が来ております。総務課は以上です。

(学校教育課長)

学校教育課関係の予算を説明いたします。95 頁をご覧ください。

19 節の負担金・補助金ですが、その中の山村留学里親等支援というところの 2,040,000 円とありますが、この額が来年から現和小学校に通う児童が増えた分が増額となっております。内訳としましては、上西小学校に新 5 年生が 2 人、横浜市と船橋市から来るようになっております。現和小学校には、新 3 年生と 4 年生で 2 人、インドと始良市から来ることになりました。学校教育課に関する予算は全てで 5,271,9000 円です。昨年度と比べると 1,467,000 円の増額であります。

以上です。

(社会教育課長)

社会教育課関係の予算を説明いたします。104 頁をご覧ください。

19 節のまちづくり公社の補助金が 5,213,000 円ですが、これは昨年の 4 月からまちづくり公社を設立して、市の内部業務や施設の環境整備を受託することになっており、業務を委託するための補助金となっております。主な内容は市民会館の管理業務・社会教育関係施設の環境整備・移動図書館の運営業務がこの予算に入っております。

106 頁の市民会館管理費 17,255,000 円の減額となっておりますが、これは、先ほど総務課長から説明がありましたとおり、平成 27 年度に市民会館の大規模修繕を実施することに伴うものであります。期間としては、4 月 1 日から 6~7 ヶ月間休館となり、その間の維持

費の部分を減額したものであります。

107 頁の委託料、耐震診断業務であります。2,000,000 円の委託料を組んでおりますが、これは勤労青少年ホームの耐震診断を実施するものであります。今後の活用について検討することになります。

次に 108 頁の負担金補助金、国民文化祭西之表市実行委員会に 9,173,000 円、これは 27 年度に行われます。国民文化祭の市主催事業費の負担金であり、県の負担金補助は 24,000,000 円程度であります。

最後に 112 頁の 15 節工事請負費 23,780,000 円、今年度わかさ公園にありますテニスコートの人工芝の全面張り替えを予定しております。社会教育課の主なものは以上であります。

(委員長)

以上でしょうか。

(総務課長)

先程、経営会議がありまして、これは第 6 号まで補正予算が出ておりますが、今議会中に第 7 号が出る予定になっております。その中に先程言いましたように 366,000,000 円の市民会館改修工事を入れ込んで次年度に事業を繰り越して実施するよう話が進んでおります。

併せて、市民会館の奥の方に倉庫がありますけども壊す予定になっております。

(委員長)

只今、各課の課長から平成 27 年度西之表市一般会計当初予算について説明がありましたが意見はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無いようでありますので、4 の議事に入ります。

4 議 事

(1) 26 議案第 19 号 西之表市楽習・交流プラザ組織規則を廃止する規則の公布について

(委員長)

議案第 19 号について説明を求めます。

(社会教育課長)

議案第 19 号であります。7 頁をお願いします。

西之表市楽習・交流プラザ組織規則を廃止する規則の公布について、別紙のとおり西之表市楽習・交流プラザ組織規則を廃止する規則を公布したいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

西之表市楽習・交流プラザ 1 階会議室等に西之表市子育て支援拠点施設を設置すること

により、西之表市楽習・交流プラザの設置及び管理に関する条例を廃止することに伴い、同様に規則を廃止しようとするものである。

(委員長)

只今、社会教育課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無ければ承認といたします。次に(2)議案第20号について説明を求めます。

(2) 26 議案第 20 号 西之表市小規模校特認通学制度通学費補助金交付要綱の一部改正について

(学校教育課長)

議案第20号であります。9頁をお願いします。

別紙のとおり西之表市小規模校特認通学制度通学費補助金交付要綱の一部を改正したいので、教育委員会の議決を求めます。

通学距離による補助金額は、「市職員の旅費に関する条例第17条(車賃)では、私有自動車を利用した場合は、1キロメートルにつき37円とし」とあり、市職員と同額になっている。特認通学制度通学費補助金は、本来、通学に必要な保護者のガソリン代に対応する補助金である。実際、通学距離に似合うガソリン代に補正する必要があるため、市職員等に対する補助金の半額にしようとするものである。

※1km当たりの補助金を市職員等に対する補助金の半額18.5円とする。

1リットル当たりの走行距離の燃料費及びガソリン等価格の変動を考慮する。

(委員長)

只今、説明がありましたが、何か質問とか意見はありませんか。

(委員長)

算出方法、計算はどのようになっておりますか。

(学校教育課長)

自宅から学校までの距離を計算式にあてはめて支払いすることになります。

(教育長)

前回の算定が市の職員の通勤手当の37円をそのまま算定した額としておりましたので、今回から一部補助するという形にさせていただきました。

(委員長)

そのようなことでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは、承認ということにいたします。次に（3）議案 21 号の説明を求めます。

(3) 26 議案第 21 号 教育財産の所管替えについて

(総務課長)

議案第 21 号であります。12 頁をお願いします。

別表のとおり教育財産を普通財産としたいので、教育委員会の議決を求めるものであります。

平成 26 年 8 月 31 日をもって廃校となった鴻峰小学校について、教育財産としての目的を失したことから、普通財産としようとするものであります。

(委員長)

質問等ございませんか。

(委員)

一部貸しているところがあるのでは。

(総務課長)

一部、家庭科室を生姜山農園に貸しております。その他の教室も今回整理をしましたので、今後、地域支援課と財産監理課で跡地利用について、話し合われると思います。

(委員長)

管轄は財産監理課になるのですか。

(総務課長)

はい。

(委員長)

それでは、承認といたします。次に（4）議案第 22 号の説明を求めます。

(4) 26 議案第 22 号 就学すべき学校の指定の変更について

(委員長)

議案第 22 号について説明を求めます。

(学校教育課長)

議案第 22 号であります。15 頁をお願いします。

西之表市立小・中学校通学区域に関する規則に基づき保護者から指定学校の変更申立書が提出されたので、教育委員会での議決を求めるものであります。

立山小学校に通う 4 年生の保護者から、西之表市立小・中学校通学区域に関する規則（平成 5 年 1 月 25 日教育委員会規則第 1 号）に基づき、指定学校の変更を許可しようとするものであります。

変更申立ての理由として、16 頁にありますように、①立山小学校が休校となること。②

安城小学校も休校のおそれがあり、そうすると再度転校しなければならなくなり精神的な負担が大きいこと。③本人が、転校するのであれば榕城小学校に行きたいと言っていること。④本人が行きたくない学校に転校させて、不登校になれば親としても非常に困ること。⑤子供の性格（恥ずかしがり屋で自分から積極的に交わろうとしない）からも、交流学习で知っている友達のいる学校、また、現在の立山小学校で一緒に生活していた同学年の児童が転校する榕城小学校が一番精神的な負担が少ないと考えられるため、榕城小学校への変更申し立てが提出されました。

17 頁になります。西之表市立小・中学校通学区域に関する規則によりますと、第 4 条（指定校の変更）の（2）対人関係の事情により、指定校に就学することが困難であると認められるとき。（5）前各号に掲げるもののほか、特別な事情があると認められたとき。2 つの項目に該当することから榕城小学校への変更が妥当ではないかと考えます。以上です。

（委員長）

只今、課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

（教育長）

立山小学校に児童が 1 人しかいないという特別な事情であり子供・保護者にとって一番良い方法は何かと考えた時に希望する学校への変更を認めた方が良いのではないかと考えたところです。

（委員長）

初めての事例でありますので、実際の具体的な対応はその都度改善して行きたいと思えます。規則等にもあるように特別な事情ということで承認といたします。次に（5）議案第 23 号について説明を求めます。

（5）26 議案第 23 号 西之表市教育委員会教育行政の基本方針について

（委員長）

議案第 23 号について、各課から説明を求めます。

（西之表市教育行政の基本目標について各課長から説明が行われた。）

（総務課長）

議案第 23 号であります。別紙の 1 頁から 3 頁をお願いします。

I-1 総務課の施策

1 基本方針

2 重点施策

- （1）教育委員会の機能の活性化
- （2）施設の整備充実

I-2 学校給食センター施策

1 基本方針

2 重点施策

- （1）給食内容の向上
- （2）施設整備の適正な管理
- （3）物資購入の適正な調整

(4) 学校給食センターの管理運営の徹底

(学校教育課長)

別紙の4頁から13頁をお願いします。

II 学校教育課の施策

1 学校教育課の施策体系

2 学校教育の充実

(1) 基本方針

(2) 重点施策及び本年度の重点

(3) 義務教育の充実

3 努力点と具体方策

(1) 被一人一人児童生徒を大切にする教育活動の推進

(2) 教職員の資質・能力（教師力）の向上

(3) 特色ある学校づくり

(社会教育課長)

別紙の15頁から30頁をお願いします。

III 社会教育の基本方針

III-1 生涯学習の推進

1 基本方針

2 重点施策

3 施策と具体的方策

III-2 社会教育の充実

1 基本方針

2 重点施策

4 施策と具体的方策

III-3 社会体育の充実

1 基本方針

2 施策の体系

3 施策の方向

4 努力事項と具体的方策

III-4 市民文化の創造

1 基本方針

2 重点施策

3 施策と具体的方策

(委員長)

只今、各課の課長の方から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。

(委員長)

委員の皆さんから質疑はございませんか。

(委員長)

総合教育会議の担当部署はどこになりますか。

(総務課長)

市の総務課が担当になります。

(委員長)

特に施設関係では、上西小学校と古田小学校の体育館の整備が図られているようです。それから、小規模校の対策など検討していくようになっております。

(教育長)

これまで、小規模校の児童数を増やす努力をして来ましたが、その間、特認通学・山村留学等の対策を講じてきましたが、ここに来て、立山小学校の休校、安城小学校の児童数の減少があり、今後は市全体で議論が必要となってきております。これまでのスタンスで児童数を増やす努力をしていこうということが限界に来ているのが実情であります。

これから、小学校のあり方について議論をしていく時期にきております。

(委員)

幼児教育・家庭教育等を真剣に取り組む時期に来ているのではないかと。

(委員長)

学校教育課の方から質疑はございませんか。

(学校教育課長)

特別支援教育支援員の件でよろしいでしょうか。

昨年度は、年度初めに特別支援員に対する研修を行いました。2回目は、県の主催する研修に申し込んでおりましたが、台風の関係で出席することが出来ませんでした。

現在、やっていることは福祉事務所と連携を取っております。子供がどういう状態で家庭ではどうなのか。関係機関との連携と記載されておりますが、具体的には福祉事務所が主であります。一番困っていることは、「この子には支援員が付かないと学校では対応が出来ないよ」といわれる方がおります。支援員を付けない状態で、しかしながら学校はまず対応しなければならない。

(委員)

支援員どうこうではなく教育の現場の中で、その子がどう生活できるか学習できるかということだと思います。

(学校教育課長)

昨年度までは、実施しておりませんでした。各学校個別の支援計画書(26年度分)の提出を求めていますので、学校の支援教育が確かに出来ているか、誰に配置されているかなど把握しております。

(委員長)

土曜授業は、各学校教育課程に位置づけているものですか、内容も。

(学校教育課長)

はい。

(委員長)

他にありませんか。無ければ社会教育課に入ります。
市民会館の大きな改修工事、華道の祭典、黒潮文化交流など計画がありますが。

(委員)

公民館活動の充実の中の生活学校・生活会議の支援、中1ギャップ解消事業について具体的に教えて下さい。

(社会教育課長)

生活学校は、赤尾木生活学校という組織で、主に環境・ゴミ問題に取り組んで活動をしている団体であります。島内外にも活動の範囲があり支援をしているところでもあります。

中1ギャップ解消事業は、小学校から中学校に上がった時の環境の変化を考え6年生を対象に夏休み期間に、あっぱ〜らんどで、宿泊体験学習を行うものであります。中学校の先生方の協力をいただき、模擬授業や生徒会活動の内容等を話していただく計画であります。

(委員)

国民文化祭は、どの程度進んでおりますか。

(社会教育課長)

華道の方は、計画通り7・8割程度まで来ており、後は細かい所の整理をするだけあります。黒潮文化交流についても、第3回の企画委員会を開催して具体的な当日の流れ等の打ち合わせを行いました。黒潮の方は、甘藷伝来・鉄砲伝来・ポルトガルとの関係をテーマとして行います。

(委員)

国民文化祭の経済効果はどれぐらいになりますか。

(社会教育課長)

そこは、全く見えないところですが、華道については、鹿児島県連合華道会のスタッフの方だけでも延べ300人位は来るのではないかと思います。

(委員長)

先程から出されております。家庭教育の充実面から幼児教育・小中学校の母親教育について検討してみましょう。学校教育、社会教育課にも取り込まれているようですが。

各小学校で教頭が中心になり家庭教育を以前からされているようですが、成果はどうですか。

(社会教育課長)

毎年、同じような流れで来ておりますが、社会教育課の家庭教育については、違った取り組みも検討していかなければならないと考えております。予算等も付けてもらえないものもありますが、それだけでなく常日頃試行錯誤しなければいけないと感じております。

家庭教育の中に、子育て講座がありましたが、以前は補助事業で社会教育課の事業で取り組んでいる時期がありましたが、現在は無くなり関係課の健康保険課にお願いをしています。

る状況です。

社会教育課で、子育て環境の事業をやることも厳しい状態ですが、逆に関係課との連携が取れて上手くいっているとも感じております。

(委員)

知識はあるが、経験がない。経験をすると「できたね・やったね」達成感といいますか、勿論子供も含めてですが、一人一人達成感が違うので、経験の積み重ねで人間を育てていかなければならないと思います。

(委員長)

幼児教育の意見がでましたが、いま幼児教育の中でどのような問題行動がありますか。

(委員)

我慢が出来ない。話を聴かない。じっと座っていることが出来ない。これでは、授業にはならないのでは。

(委員長)

かつてそういう時代がありましたよね。学級崩壊とか。他に意見はありませんか。以上で27年度、西之表市教育行政の基本目標について承認といたします。

5 委員から出された動議討論等

(委員長)

委員の方から何かありませんか。
無いようですので、次の項に行きます。

6 行事实施状況及び行事予定

(1) 各課等の2月の行事实施状況について

各課等の2月行事实施状況について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

2月の行事の実施状況について説明がありましたが、3課を合わせて委員の皆さんからご質疑はございませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

無いようでありますので3月行事予定に行きます。

(2) 3月の行事予定について

各課の3月行事予定について、各課長より資料に基づき説明が行われた。

(委員長)

3月の行事予定について3課を含め質疑はありませんか。
立山小学校の休校式には、教育委員は出席しなくてよいのですか。

(総務課長)

委員の皆さんは卒業式に出席して頂きますので、参加しなくてもよいと思います。

(委員長)

無いようでありますので、教育委員の方々の出席確認を行います。

(委員長により各々の出席予定を読み上げ確認が行われた。)

7 当面する教育行政の諸課題について

(1) いじめ問題等について

(学校教育課長)

27年2月末における西之表市児童生徒の不登校及びいじめ問題の対応状況について報告がなされた。

(2) 小・中学校の卒業・入学式について

(学校教育課長)

別紙により説明が行われた。

(委員長)

何か質問はありませんか。

(委員)

なし。

8 その他

(社会教育課長)

(1) 第62回県下一周駅伝競走大会結果について、別紙資料により説明が行われた。

(委員長)

その他、事務局及び委員から何かありませんか。

(委員)

なし。

(委員長)

長時間の協議大変ご苦労さまでした。これで3月の定例教育委員会を閉じます。